

解答解説

2024最終・社福国試対策

社会福祉の原理と政策 (19~27)、社会保障 (28~36)

【社会福祉の原理と政策】

問題 19 社会福祉基礎構造改革に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 福祉サービスの利用制度化が進められることとなり、多くのサービスが措置制度から利用制度に移行した。
2. 地域福祉の推進に関する規定が社会福祉法に明記され、社会福祉事業の経営者とともに、地域住民についても地域福祉の推進について義務化された。
3. 社会福祉基礎構造改革とは、戦前に形成された社会福祉の基礎構造を、戦後の社会変化に対応するために、新たな構造へと転換させようとする改革であった。
4. 社会福祉法には「個人の尊厳」「自立支援」「参加」「利用者の意向の尊重」「事業者および利用者の立場」といった文言が記されている。
5. 施設福祉を社会福祉の基調とすることが明確化された。

問題 19 解説・引用

【正答】1

1. 正しい。多くのサービスが、これまでの行政処分によるサービス内容の決定という措置制度から、利用者が事業者との対等な関係に基づいてサービスを選択する利用制度に移行した。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P245～246参照）
2. 誤り。（社会福祉法第4条）には「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」となっており、努力義務である。
3. 誤り。社会福祉基礎構造改革とは、戦後に形成された社会福祉の基礎構造（旧構造）を、さまざまな社会変化に対応するために、新たな構造へと転換させようとする改革であった。この改革は、2000（平成12）年の「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」に結実し、「社会福祉法」が誕生した。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P149参照）
4. 誤り。社会福祉法には「個人の尊厳」「自立支援」「参加」「利用者の意向の尊重」「利用者の立場」といった文言が記されている。「事業者の立場」は含まれていない。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P150参照）
5. 誤り。社会福祉の基調を地域福祉とすることが明確化された。社会福祉基礎構造改革の考え方を受けて2000（平成12）年6月に成立した社会福祉法では、第1条に「この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする」とその目的が述べられている。

問題 20 福祉サービスの提供方式に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 我が国において、かつては、福祉サービスの提供方式として利用契約方式が主流であったが、今日では、それぞれの領域や制度の趣旨や目的に応じたさまざまな方式が導入されている。
2. 介護保険方式では、利用者とサービス提供者の契約関係を主軸とし、地方公共団体はサービス提供者に対してサービスの質の向上を図るための規制や促進策を講じるが、利用者に対しては基本的に関与を行わない。
3. 支援費方式では、利用者とサービス提供者の契約関係に基づいてサービス提供が行われるが、財源は社会保険料を基本とする。
4. 任意契約方式とは、事業者と利用者が直接、利用契約を締結し、利用者がサービス提供を受ける方式である。
5. 保育所方式では、利用者（保護者）は市町村に申し込みをおこなうが、サービス提供については、利用者 と事業者の直接契約によって提供される。

問題 20 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。かつては、措置方式がほとんどであったが、今日ではさまざまな方式が導入されている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P257参照）
2. 誤り。利用者に対し支援としてサービスに要する経費の補助や情報提供、苦情解決などを行う。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P257参照）
3. 誤り。支援費方式では、利用者とサービス提供者の契約関係に基づいてサービス提供が行われるが、財源は税方式を基本とする。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P258参照）
4. 正しい。老人福祉法は施行時（1963（昭和38）年）から軽費老人ホーム・有料老人ホームが任意契約方式を採用し、今日では、施設系サービスだけでなく、居宅福祉サービスでも任意契約方式で福祉サービスを提供する事業者は増大している。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P261参照）
5. 誤り。保育所方式は利用者と事業者の直接契約ではなく、市町村を通じての公法上の利用契約関係となっている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P260参照）

問題 21 我が国の住宅と福祉政策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 1999（平成11）年には、高齢者の住宅の量的確保を図るために「住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質法）」が制定された。
2. 2006（平成18）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者住まい法（高齢者の居住の安定確保に関する法律）」を一本化して「高齢者、障害者等の移動時の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が制定され、住宅と移動時の物理的生活環境の整備が展開されてきた。
3. 2014年4月、障害者自立支援法の障害者総合支援法への改称に伴い、グループホームがケアホームとグループホームに分離された。
4. コレクティブ住宅やグループハウスとは、共同生活型の空間や住まい方を配慮したグループ単位の集合住宅であり、阪神・淡路大震災後に高齢者の居住の場として試みられ、有効な形態とされた。
5. 応急仮設住宅は、災害救助法にのっとって建設されるものであって5年間で撤去するものとなっている。

問題 21 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。高齢者の住宅の「質的」確保を図るために「住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質法）」が制定された。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P229～P230参照）
2. 誤り。「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を一本化して「高齢者、障害者等の移動時の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が制定され、住宅を含めた物理的生活環境の整備が展開されてきた。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P231参照）
3. 誤り。障害者自立支援法の障害者総合支援法への改称に伴い、ケアホームをグループホームに統合し一本化された。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P231参照）
4. 正しい。これらは、共同生活型の空間や住まい方を配慮したグループ単位の集合住宅であり、生活をする上での安心やお互いの協力関係の醸成に効果的である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P232参照）
5. 誤り。応急仮設住宅は、災害救助法にのっとって建設されるものであって2年間で撤去するものだが、現実には復興公営住宅への円滑な入居などが行えずに、東日本震災後2年を経た後も多くの多くの応急仮設住宅での居住生活を強いられている人々が存在した。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P233参照）

問題 22 日本の近代社会における慈善救済制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 豊臣秀吉により大阪では救済制度の発展がみられ、常設の窮民教育所や七分積金制度が設けられた。
2. 徳川政府が設置した五人組制度は、生活や労働の共同をもたらす農村共同体を前提とする農耕と貢納の連帯責任のための制度であった。
3. 1722（享保7）年には江戸市中の貧窮病者のための施療機関として療病院が設けられた。
4. 農村を中心とする伝統的な共同体では、さまざまな種類の相互扶助体制が整備され、互助組織として「ゆい」や「もやい」などが発展した。
5. 田植えなどの際に労力を交換しあう協働労働組織として「講（こう）」が作られた。

問題 22 解説・引用

【正答】2

1. 誤り。江戸時代に入り、江戸や大坂を中心とする都市の救済制度が発展し、常設の窮民教育所や七分積金制度が設けられた。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P99参照）
2. 正しい。地域の自治的行政の一環として実施された。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P99参照）
3. 誤り。療病院ではなく小石川養生所である。療病院は聖徳太子の自筆とされる『四天王寺縁起』に書かれている「四箇院」のひとつで、現在の病院にあたる。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P98～P99参照）
4. 誤り。「ゆい」や「もやい」は共同労働組織である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P100参照）
5. 誤り。「講（こう）」は互助組織である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P100参照）

問題 23 イギリスにおける福祉政策の歴史に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. エリザベス救貧法（1601年）では、それまでの貧民や浮浪者への対策を集大成する形で、教区ごとの施しや慈善が行われた。
2. ギルバート法（1782年）では、働ける貧民を救貧施設に収容せずに自宅で就労させるという院外救済の考え方をとった。
3. 新救貧法（1934年）では、労働能力の有無を基準に、貧民を「労働能力のない貧民」「労働能力のある貧民」「児童」に区分した。
4. 国民健康保険法（1911年）は医療保険と年金保険からなるものとして創設された。
5. ベヴァリッジ報告（1942年）では、ナショナル・ミニマムについて国家が保障すべき最低限度の生活保障という部分より、むしろ国家による保障という部分が強調されることになった。

問題 23 解説・引用

【正答】2

1. 誤り。エリザベス救貧法では、労働能力の有無で人々を分類することにより、社会に労働倫理（働ける者は働くべきであるという価値）を定着させ、さらに教区ごとによる救貧税の管理と貧民監督官の配置を通して、集権的な行財政機構をつくり上げることに貢献した。（『新・社会福祉士養成講座⑩低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P37参照）
2. 正しい。1782年のギルバート法や1795年のスピーラムランド制度では、貧民を施設で収容するのではなく、自宅での就労を促したり、救貧税を財源に教区が手当てを支給したりと（『新・社会福祉士養成講座⑩低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P38参照）
3. 誤り。本選択肢は、エリザベス救貧法の説明である。新救貧法は、①全国統一の原則、②劣等処遇の原則、③ワークハウス収容の原則、という三つの基本原則が特徴である。（『新・社会福祉士養成講座⑩低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P38～39参照）
4. 誤り。国民健康保険法（1911年）は医療保険と失業保険からなるものとして創設された。（『新・社会福祉士養成講座⑩低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版（2019年）P40参照）
5. 誤り。ベヴァリッジ報告（1942年）では、ナショナル・ミニマムの国家責任を最低限度の保障という範囲に限定していた。仮に、国民が最低限を超える水準の生活を望むのであれば、それは国民の自助努力によって達成されるべきであるというのが報告の立場であった。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P189参照）

問題 24 福祉政策の手法や評価についての次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 福祉政策が実施されるまでの過程で、課題を解決するための実行可能な案を策定することを「政策決定」という。
2. 福祉政策の立案において、最も重要なのは課題の解決を求める市民の要望に応じて、政府が責任をもってすべての立案を行うことである。
3. 指定管理者制度とは、行政管理に民間企業の経営原理や経営手法を用いることである。
4. NPM (New Public Management : ニュー・パブリック・マネジメント) とは、民間事業者へ公共施設の管理を委託することである。
5. PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の手法では、民間資金による公共施設の整備等をおこなう。

問題 24 解説・引用

【正答】 5

1. 誤り。「政策決定」ではなく「政策立案」である。「政策決定」とは、議会などの政府の意思決定機関において政策を審議し、それを実行するための権限と予算を決定することである。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P197参照）
2. 誤り。福祉政策の立案において、最も重要なのは政策課題に関係する市民の参加である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P199参照）
3. 誤り。指定管理者制度とは、民間事業者へ公共施設の管理の委託などをおこなうことである。（『新・社会福祉士養成講座④福祉行財政と福祉計画 第5版』中央法規出版（2019年）P39参照）
4. 誤り。NPM (New Public Management : ニュー・パブリック・マネジメント) とは、行政管理に民間企業の経営原理や経営手法を用いることである。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P200参照）
5. 正しい。PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) では、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P200参照）

問題 25 雇用と就労に関わる政策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. アンペイド・ワーク（unpaid work：無償労働）の存在は労働者の賃金水準の低下につながるもので、社会的な評価は必要ない。
2. ILO（国際労働機関）によって打ち出されたディーセント・ワーク（適正労働）は、福祉の目的を就労の拡大におき、同時に福祉の受給条件として就労を求める考え方である。
3. 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）における障害者雇用率制度では、雇用率未達成の場合に障害者雇用調整金が課せられる。
4. 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）によれば、就労継続支援は「就労を希望する障害者につき」対応するものである。
5. 「ジョブコーチ」（職場適応援助者）とは、障害者が実際に働く職場において、障害者・事業主・障害者の家族に対して職場定着に向けた人的支援を行う者である。

問題 25 解説・引用

【正答】5

1. 誤り。例えば家事やケアに関する仕事は無給であるが、そうした仕事があつて初めて、有給の仕事も安心して行うことができ、社会的に評価していくことが必要となつてきている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P88参照）
2. 誤り。ディーセント・ワークとは、「働きがいのある人間らしい仕事」のことであり、社会保障への参加や対話の拡充などを通して、被雇用者の人格や尊厳への十分な配慮を要するものとして注目されている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P218参照）
3. 誤り。障害者雇用調整金ではなく、障害者雇用納付金である。障害者雇用調整金・報奨金は、雇用率を超えて多くの障害者を雇用した場合に支給される。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P219参照）
4. 誤り。「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき」対応するものとされている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P220参照）
5. 正しい。障害者雇用促進法上にその定義がなされ位置付けられている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P221参照）

問題 26 諸外国の福祉政策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. アメリカの公的な介護保障としては、主に高齢者を対象とした公的医療保険としてのメディケイドと、低所得者を対象とした医療扶助のメディケアがある。
2. 公的な高齢者介護制度が整備されているスウェーデンでは、社会サービス法に家族支援策は盛り込まれていない。
3. ドイツの介護保険制度は障害者にも対応しており、障害者福祉のうち介護サービス部分について介護保険制度が適用される。
4. 韓国の盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権は、参与福祉政策の発展系として、「第二次社会保障長期発展計画」（2004年～2008年）のなかで生産的福祉という政策目標を打ち出した。
5. 中国で国家戦略として打ち出された「和諧社会」とは、各階層の格差を是正せず、都市・農村それぞれに合わせた社会福祉サービスを整備する考え方である。

問題 26 解説・引用

【正答】3

1. 誤り。主に高齢者を対象とした公的医療保険としてのメディケアと、低所得者を対象とした医療扶助のメディケイドがある。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P311参照）
2. 誤り。社会サービス法の改正（2000年）では「（コミュニンの）社会福祉委員会は、長期療養者、高齢者や近親者のために、支援やレスパイト（介護からの休息）を用意しなければならない」とする家族支援策が盛り込まれた。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P310参照）
3. 正しい。ドイツの介護保険制度は介護部分だけをカバーしている点に留意する必要がある。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P313参照）
4. 誤り。生産的福祉政策の発展系として、「第二次社会保障長期発展計画」（2004年～2008年）のなかで参与福祉という政策目標を打ち出した。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P323参照）
5. 誤り。「和諧社会」とは、中国共産党が2004年に発表した各階層間で調和のとれた社会を目指すというスローガンである。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P329～P330参照）

問題 27 我が国の福祉計画に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 中央政府レベルでの福祉政策全般に関する計画（社会計画）としては、1967（昭和42）年の経済社会発展計画や、1973（昭和48）年の経済社会基本計画などがある。
2. 1989（平成元）年に策定された高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）や1994（平成6）年に策定された今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）等の計画は、いずれも政策の方向性を示すものであり、政策の具体的な数値目標は定められていないところに特徴がある。
3. 市町村における包括的な福祉計画として、市町村地域福祉活動計画がある。
4. 国は市町村を支援する目的で福祉計画を策定する。
5. 1970年代後半に、国の福祉関連計画策定に呼応して、市町村においても福祉計画が策定されるようになった。

問題 27 解説・引用

【正答】1

1. 正しい。これらの計画の後も経済社会計画として、経済計画とセットで策定されている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P196参照）
2. 誤り。ゴールドプランやエンゼルプラン等の計画には、いずれも数値目標が定められており、到達目標を具体的に示している。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P196参照）
3. 誤り。市町村における包括的な福祉計画は、市町村地域福祉計画である。市町村地域福祉活動計画は、市町村社会福祉協議会が策定するもので、地域住民、ボランティア団体や福祉事業者など、地域福祉に関係する者が協議して、自主的に策定するものである。行政が作成する地域福祉計画との連携が求められている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P196～P197参照）
4. 誤り。市町村を支援する計画を策定こととされているのは、都道府県である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P196～P197参照）
5. 誤り。1990年代以降の国の福祉関連計画策定に呼応して策定することとなった。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P196参照）

【社会保障】

問題 28 事例を読んで、介護保険制度の仕組みに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Mさん（61歳、男性）は、一人暮らしであり国民健康保険に加入している。Mさんは、数か月前に交通事故に遭ったことから両下肢に障害が残り、日常生活を満足に送れなくなった。遠方に住むMさんの娘から介護保険制度を利用するように勧められ、要介護認定を受けようと考えている。

1. Mさんは、介護保険の申請をする場合、保険者である都道府県に申請をしなければならない。
2. Mさんの要介護状態に至った原因が交通事故であることから、介護保険の給付を受けることができない。
3. Mさんは、介護保険の被保険者ではないから、要介護状態に至った原因にかかわらず、介護保険の給付を受けることはできない。
4. Mさんの要介護状態に至った原因が交通事故であることから、まず事故の加害者に対して損害賠償請求を行わなければ介護保険の給付を受けることはできない。
5. Mさんが訪問リハビリテーションや訪問看護を利用する場合には、介護保険から給付される。

問題 28 解説・引用

【正答】2

1. 誤り。介護保険の保険者は、市町村および特別区（東京都23区）である。そのため、申請先も市町村および特別区（または、市町村または特別区から委託を受けている居宅介護支援事業所等）である。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P143参照）
2. 正しい。Mさんは第2号被保険者であることから、交通事故が原因で要介護状態となっている場合、介護保険の給付を受けることはできない。（介護保険法第7条第3項第2号参照）
3. 誤り。Mさんは第2号被保険者であるため、要介護状態に至った原因が16の特定疾病によるものであれば介護保険の給付を受けることができる。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P144参照）
4. 誤り。介護保険の給付要件に、「事故の加害者に対する損害賠償請求」は含まれていない。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P144参照）
5. 誤り。Mさんは介護保険の受給権者ではないため、訪問リハビリテーションや訪問看護を利用する場合には、医療保険から給付される。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P144参照）

問題 29 事例を読んで、社会保険制度について最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

都内に住むGさんはアルバイトとして建築会社に雇われている。Gさんの他には正社員が1,000名いる。Gさんは週3日、1日5時間勤務である。なお、Gさんの週所定労働時間は15時間であり、年齢は35歳である。

1. Gさんは、雇用保険の被保険者である。
2. Gさんには、労働者災害補償保険が適用される。
3. Gさんは、健康保険の被保険者である。
4. Gさんは、介護保険の被保険者である。
5. Gさんは、厚生年金保険の被保険者である。

問題 29 解説・引用

【正答】2

1. 適切でない。Gさんは週3日、1日5時間勤務なので週所定労働時間は15時間であることから、週所定労働時間が20時間に満たないため、雇用保険の被保険者にはならない。（雇用保険法第6条参照）
2. 適切。労働基準法上の労働者とは、「職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で賃金を支払われる者」をいい、この労働者が、労働者災害補償保険の適用になる。そのため、Gさんは労働者災害補償保険の適用を受ける適用労働者である。（労働基準法第9条参照）
3. 適切でない。従業員500人以上の企業に勤めている場合、健康保険の適用となるのは週所定労働時間が20時間以上の従業員である。そのため、Gさんは、週所定労働時間が20時間未満のため、健康保険の被保険者にならない。（健康保険法第3条第1項第9号イ参照）
4. 適切でない。介護保険の被保険者は、65歳以上の者、または、40歳以上65歳未満の医療保険加入者である。Gさんは35歳なので、介護保険の被保険者にはならない。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P144参照）
5. 適切でない。週所定労働時間が20時間未満の場合、厚生年金保険の被保険者にならない。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P164～P165参照）

問題 30 医療保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 公的医療保険は大別すると、職域保険（被用者保険）、地域保健（国民健康保険）、そして75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度に分けられる。
2. 後期高齢者医療制度の保険者、運営主体は市町村である。
3. 被用者保険の被保険者本人が業務外の事由による療養のため労務不能となり賃金がもらえないとき、最長で1年6か月、標準報酬月額 $\frac{3}{1}$ に相当する傷病手当金が支給される。
4. 被用者保険の被保険者本人の出産に際し、出産手当金、出産育児一時金が支給され、被扶養者の出産には家族出産育児一時金の名称で一定額が支払われるが、市町村国民健康保険には出産育児一時金はない。
5. 公費負担医療は、公的扶助、社会福祉、公衆衛生等という観点から拡充が図れており、医療保険を給付することなく、すべての医療費を公費（国・地方自治体の費用）で負担するものである。

問題 30 解説・引用

【正答】1

1. 正しい。日本の公的医療保険は、大別すると、「職域保険（一般被用者保険、特定被用者保険）」と「地域保険（市町村国民健康保険、国民健康保険組合）」、そして、原則75歳以上の者が加入する「後期高齢者医療制度」に分けられる。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P114参照）
2. 誤り。後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の高齢者を対象とした制度でいずれの公的保険に加入していたとしても75歳になると74歳までに加入していた保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することが求められる。保険者（運営主体）は、各市町村が加入する都道府県ごとに設置された広域連合である。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P122～P123参照）
3. 誤り。傷病手当金は、休業4日目から休業1日につき（最近12か月間の）標準報酬月額の $\frac{3}{2}$ が支給される。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P124参照）
4. 誤り。出産手当金は、被保険者（本人）が出産のため給与が受けられない場合に支給される手当金であるため、被用者保険のみにある。一方、出産育児一時金は、被保険者のみならず被扶養者の出産に対しては「家族出産育児一時金」の名称で一定額が支払われる。また、出産育児一時金は市町村国民健康保険にもある。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P125参照）
5. 誤り。公費負担医療は、すべてが必ずしも全額公費負担というわけではない。大別すると公費優先（医療費全額が公費負担）と保険優先（医療保険の給付が優先され、一部負担金等を公費が負担）のものがある。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P137参照）

問題 31 総務省統計局「人口推計（令和4年10月1日現在）」における年齢別人口に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 全国で見ると、65歳以上人口の割合は、年少人口の割合の3倍を超えた。
2. 全国で見ると、75歳以上人口は、65歳以上人口の半数以上となっている。
3. 全国で見ると、人口性比（女性100人に対する男性の数）は94.7となっており、女性が男性より多くなっている。
4. 都道府県別人口増減率をみると、増加は沖縄県のみである。
5. 都道府県別人口をみると、多い順に、東京都、大阪府、神奈川県の順になっている。

問題 31 解説・引用

【正答】2:3

1. 誤り。日本の総人口は約1億2494万7千人で、そのうち65歳以上人口は約3623万6千人、15歳未満人口である年少人口は約1450万3千人である。そのため、65歳以上人口は年少人口の約2.5倍である。（「人口推計 結果の概要」令和4年10月1日，総務省統計局，P4参照）
2. 正しい。75歳以上人口は1936万4千人で、65歳以上人口（約3623万6千人）の半数以上となっている。（「人口推計 結果の概要」令和4年10月1日），総務省統計局，P5参照）
3. 正しい。総人口を男女別にみると男性は6075万8千人（48.6%），女性は6418万9千人（51.4%）で、女性が男性より343万1千人多くなっている。（「人口推計 結果の概要」令和4年10月1日，総務省統計局，P2参照）
4. 誤り。人口増減率を都道府県別にみると増加は東京都のみで、沖縄県は1972（昭和47）年に日本に復帰して以降、初めて人口減少に転じた。（「人口推計 結果の概要」令和4年10月1日，総務省統計局，P8参照）
5. 誤り。都道府県別人口は東京都が1403万8千人と最も多く、次いで神奈川県（923万2千人），大阪府（878万2千人），愛知県（749万5千人），埼玉県（733万7千人）となっている。（「人口推計 結果の概要」令和4年10月1日，総務省統計局，P7参照）

問題 32 児童手当に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 支給対象は、0歳から小学校修了までの国内に住所を有する児童である。
2. 養育をしている者の所得に関わりなく支給される。
3. 両親が共働きでも支給される。
4. 支払い期日は、2か月に1度、年に6回支給される。
5. 児童1人当たりの支給額は、世帯の児童の数に関係なく一律である。

問題 32 解説・引用

【正答】3

1. 誤り。児童手当は、時代を担う児童の成長に資することを目的とする制度であり、0歳から中学校終了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を対象としている。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P249～250参照）
2. 誤り。所得制限限度額（前半の所得が一定額未満である者）が定められており、夫婦と児童2人の場合、年収ベースで960万円未満とされている。（『新・社会福祉士養成講座⑬児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P162参照）
3. 正しい。児童手当の支給にあたっては両親等の所得制限は設けられているが、親などの養育する者の就労状況についての制限はない。（『新・社会福祉士養成講座⑬児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P162参照）
4. 誤り。支払期日は、毎年2月、6月及び10月に各前月までの分が支払われる。（『新・社会福祉士養成講座⑬児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P162参照）
5. 誤り。児童手当の支給額は、3歳未満の児童については1人月額15,000円、3歳以上小学校修了前までの第1子・第2子については1人月額10,000円、同じく第3子については1人月額15,000円、中学生については1人月額10,000円となっている。（『新・社会福祉士養成講座⑬児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P162参照）

問題 33 社会保障の機能などに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 公的年金制度は、所得再分配機能のうち「世代間の再分配」にあたる。
2. 生活保護制度は、所得再分配機能のうち「水平的再分配」にあたる。
3. 社会保険は、貧困に対する救貧的機能を主に担っている。
4. 社会保険は、加入するか否かを本人の判断に任されている。
5. スタビライザー機能とは、家族機能の支援機能のことである。

問題 33 解説・引用

【正答】1

1. 正しい。公的年金制度は、基本的に保険料を財源とした現役世代から高齢世代への所得再分配である。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P150参照）
2. 誤り。生活保護制度は、高所得層から低所得層への所得再分配であり、これを垂直的再分配という。
3. 誤り。社会保険は、貧困に対する防貧的機能を担っている。一方、公的扶助制度は貧困に対する救貧的機能を担っている。
4. 誤り。民間保険が任意加入であるのに対して、社会保険では被保険者は法律に基づく強制加入である。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P44参照）
5. 誤り。スタビライザー機能とは、景気変動を緩和したり、経済成長を支えたりする経済安定機能のことをいう。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P15参照）

問題 34 「令和3年度社会保障費用統計」（国立社会保障・人口問題研究所）における次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 社会保障給付費の対国内総生産比は30%を超えている。
2. 政策分野別社会支出の構成割合が最も高いのは、「高齢」に対する支出である。
3. 政策分野別社会支出のうち、「失業」支出の構成割合は10%を超えている。
4. 部門別社会保障給付費の対国内総生産比をみると、「年金」が最も多い。
5. 国民1人当たりの社会保障給付費は100万円を超えている。

問題 34 解説・引用

【正答】4:5

1. 誤り。2021（令和3）年度の社会保障給付費の対国内総生産比は25.20%で、30%を超えていない。（「令和3年度社会保障費用統計」国立社会保障・人口問題研究所、P4参照）
2. 誤り。2021（令和3）年度の世界支出を政策分野別にみると、「保健」が最も多く（42.3%）、次いで「高齢」（34.1%）、「家族」（9.5%）などとなっている。（「令和3年度社会保障費用統計」国立社会保障・人口問題研究所、P3参照）
3. 誤り。2021（令和3）年度の世界支出を政策分野別にみると、「失業」は13,015億円（0.9%）で10%を超えていない。（「令和3年度社会保障費用統計」国立社会保障・人口問題研究所、P3参照）
4. 正しい。2021（令和3）年度の部門別社会保障給付費にみると、「年金」が最も多く（40.2%）、次いで「医療」（34.2%）、「福祉その他」（25.6%）となっている。（「令和3年度社会保障費用統計」国立社会保障・人口問題研究所、P5参照）
5. 正しい。2021（令和3）年度の社会保障給付費をみると、国民1人当たりの社会保障給付費は110万5,500円で、100万円を超えている。（「令和3年度社会保障費用統計」国立社会保障・人口問題研究所、P4参照）

問題 35 国民年金に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 日本国内に居住する全ての70歳未満の者は、国民年金に加入する。
2. 国民年金の第3号被保険者は保険料を納付する必要がなく、第3号被保険者の年金給付に要する費用は、第2号被保険者全体で負担している。
3. 老齢基礎年金は、保険料納付済期間が25年以上ある者が65歳になったときに支給される。
4. 障害基礎年金の受給資格期間は、初診日の前々月までに保険料納付済期間が10年以上必要である。
5. 遺族基礎年金の年金額は加入期間にかかわらず定額で、満額の老齢基礎年金と同額である。

問題 35 解説・引用

【正答】2:5

1. 誤り。日本国内に居住する20歳以上60歳未満の者は、国民年金に加入しなければならない。また、厚生年金の適用事業所で働いている70歳未満の者は、厚生年金に加入する義務があり、同時に国民年金の第2号被保険者になる。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P163参照）
2. 正しい。国民年金の第3号被保険者は、保険料を納付する必要はなく、配偶者の事業主を通じて届出を行うだけで足りる。第3号被保険者の年金給付に要する費用は、第2号被保険者全体で負担している。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P165参照）
3. 誤り。老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間を足した期間が10年以上ある者が、65歳に達したときに支給される。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P168参照）
4. 誤り。障害基礎年金の受給資格期間は、初診日の前々月までに保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が被保険者期間の3分の2以上あることが必要である。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P176参照）
5. 正しい。遺族基礎年金の給付額は加入期間にかかわらず定額で、満額の老齢基礎年金と同額である。また、配偶者に子がいる場合は加算される。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P174参照）

問題 36 雇用保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 一般被保険者に対する基本手当日額は、離職した日の直前6か月の平均日額の40～80%である。
2. 65歳未満の就職困難者の基本手当日額の上限となる所定給付日数は、90日から360日である。
3. 高年齢雇用継続基本給付金は、賃金低下部分のうち一部を補填し、65歳までの雇用を継続する仕組みである。
4. 雇用就職支度手当は、基本手当の受給資格のある者が障害の有無にかかわらず安定した職業に就いた場合に支給される。
5. 原則、一般被保険者等が育児休業を取得した場合であって一定の要件を満たすとき、育児休業給付金が支給されるが、その額は標準報酬月額 \times 3分の2である。

問題 36 解説・引用

【正答】3

1. 誤り。一般被保険者に対する基本手当日額は、60歳未満の者は離職日に直前6か月の平均賃金の50～80%、60歳から65歳の者は45～80%である。（雇用保険法第16条参照）
2. 誤り。65歳未満の就職困難者の基本手当の受給期間の上限となる所定給付日数は、150日から360日である。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P209参照）
3. 正しい。再雇用で働く場合、定年前に比べると賃金が低下することが多い。そのため、高年齢雇用継続給付で賃金の低下部分の一部を補填することで、65歳までの雇用の継続を推進する。（雇用保険法第61条参照）
4. 誤り。常用就職支度手当は、基本手当の受給資格がある者のうち、障害があるなど就職が困難な者が安定した職業に就いた場合、一定の要件に該当すると支給される。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P210参照）
5. 誤り。育児休業給付金の額は、休業開始から6か月までは休業開始時の賃金日額の67% \times 支給日数、6か月以降は50% \times 支給日数である。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P212参照）